

工事名: R1阿土 南部健康運動公園 阿南・桑野他 陸上競技場整備工事(1)
工 程

1 他工事等との調整 (対象 有)

1 本工事区間に別途「陸上競技場整備工事(2) 他1工事」を発注予定である。この別途工事との工程調整が必要であるため、別途工事の現場代理人ならびに監督員と協議するものとする。

2 施工の制限(対象 無)

3 作業時間帯(対象 無)

4 その他(対象 無)

用 地 関 係

1 ブロック製作ヤード(対象 無)

2 仮置ブロック(対象 無)

支 障 物 件

受注者は、工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し、監督員に「支障物件確認書(現場着手時)」を提出し、監督員の確認を受けた後、工事に着手すること。

1 支障物件の事前調査(対象 無)

2 支障物件の撤去(対象 無)

3 立木の置き場所(対象 無)

4 その他(対象 無)

公 害 対 策

1 作業時間(対象 無)

2 事業損失防止対策(対象 無)

3 濁水処理(対象 無)

4 低騒音型・低振動型建設機械(対象 有)

本工事は低騒音型・低振動型建設機械の使用を見込んでいる。なお、これによりがたい場合は監督員と協議するものとする。

5 六価クロム溶出試験(対象 無)

安 全 対 策

1 交通安全施設等(対象 有)

交通安全施設等について、関係者との協議により、通常想定される施設等と大幅に異なる場合には監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

2 交通誘導警備員(対象 無)

3 足場通路等からの墜落防止措置(対象 無)

工事名: R1阿土 南部健康運動公園 阿南・桑野他 陸上競技場整備工事(1)

建設副産物

1 建設発生土の利用(対象 無)

2 建設発生土の搬出(対象 有)

本工事の建設発生土については、次に掲げる箇所に搬出すること。なお、受入側との協議等で搬出が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

工事名	
箇所名	陸上競技場整備工区内
運搬距離	L≒200m

3 再生利用のための建設副産物の搬出(対象 無)

4 最終処分のための建設副産物の搬出(対象 無)

5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用(対象 無)

6 建設汚泥の中間処理方法等(対象 無)

7 建設汚泥処理土の利用(対象 無)

8 建設汚泥処理土の搬出(対象 無)

9 剥ぎ取り表土の利用(対象 無)

10 一般廃棄物の搬出(対象 無)

11 根株等の利用(対象 無)

12 根株処理工の出来高の算出(対象 無)

工事用道路

1 工事用道路等の補修(対象 有)

残土搬出等に伴い、現道補修および防塵処理等の必要が生じた場合には、監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

仮設備

1 床掘(対象 有)

作業土工における床掘の施工に際し、安全管理上特別な対策を講ずる必要が生じた場合は、監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については、変更契約できるものとする。

2 鋼矢板等の打込引抜工法(対象 無)

3 仮設防護柵工(対象 無)

4 仮締切り(土留)(対象 無)

5 鋼矢板二重締切(対象 無)

工事名: R1阿土 南部健康運動公園 阿南・桑野他 陸上競技場整備工事(1)

6 水替施設(対象 無)

7 異常出水の処置(対象 有)

- 1 本工事において、出水等に対する仮設物の必要が生じた場合は、監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。
- 2 異常出水に伴って、仮設構造物の撤去の必要が生じた場合には、監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

そ の 他

1 図面の電子納品(対象 有)

本工事で提供する発注図面は、CADデータ(SFC形式)であるため図面を電子納品の対象とする。なお発注図面は、CAD製図基準(案)に準拠していない。

2 標準断面図板設置の省略(対象 無)

3 しゅん工標設置の省略(対象 無)

4 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務(対象 有)

- 1 本工事は、南部健康運動公園における「陸上競技場整備工事」と同じ現場代理人を配置することができる。ただし、現場代理人の兼務できる工事は2件までとする。

※現場代理人の兼務については、同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか、仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

5 三者会議※(対象 無)

ただし、主任技術者の専任が必要な工事で、主任技術者が2つの工事を兼務(兼務届を提出する場合)し、かつ次の①～④のいずれかに該当する工事は、三者会議(三者以上の会議を含む)を実施する。

- ①橋梁、トンネル、樋門等の重要構造物工事を含む工事
- ②現場条件が特殊である工事
- ③施工に要する技術が新規又は高度である工事
- ④その他、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事

三者会議の開催は、工事着手前に実施し、施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ、監督員と協議を行って、複数回開催することができる。

※「三者会議」とは、発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。

なお、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者(下請)の主任技術者を加え会議を実施する。

また、地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では、地質技術者を参加させ会議を実施する。

6 コンクリートの単位水量の測定(対象 無)

7 セメント・モルタル吹付(対象 無)

8 水抜孔(対象 有)

本工事の水抜孔は次表を標準とする。

材料	管径	設置間隔	備考
VP管	65mm	3m2に1箇所	設計図面「擁壁工他構造物」参照

工事名: R1阿土 南部健康運動公園 阿南・桑野他 陸上競技場整備工事(1)
9 種子吹付(対象 無)

10 植栽樹木の植え替え義務(対象 無)

11 使用材料の品質, 規格, 性能等(対象 無)

12 LED道路照明灯(道路照明灯)の品質, 規格, 性能等(対象 無)

13 LED道路照明灯(トンネル照明灯)の品質, 規格, 性能等(対象 無)

14 使用材料の品質規格等(製品名表示)(対象 無)

15 県産木材の使用(県産木製型枠以外)(対象 無)

16 新技術の活用について(対象 無)

17 舗装工事(対象 無)

現場説明書

特記事項5

工事名: R1阿土 南部健康運動公園 阿南・桑野他 陸上競技場整備工事(1)

支障物件確認書(現場着手時)

下記工事を施工するので、地下埋設物件について確認をお願いします。

○照会元記入

確認申請者名:	(TEL: - -) (FAX: - -)
① 工事名:	
② 路線名:	
③ 施工場所:	(添付図:位置図・平面図)
④ 施工時期:	令和 年 月 日～令和 年 月 日

○照会先記入

占有物件管理者	地下埋設物の確認		特記事項 (試掘・立会等の要否)
	有: 埋設されております	無: 埋設されていません	
道路管理者	埋設物: 所 属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	所 属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	
上水道	埋設物: 所 属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	所 属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	
下水道	埋設物: 所 属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	所 属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	
電力	埋設物: 所 属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	所 属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	
通信事業者	埋設物: 所 属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	所 属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	
ガス	埋設物: 所 属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	所 属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	
公安委員会	埋設物: 所 属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	所 属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	
	埋設物: 所 属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	所 属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	

- 注) 1. 受注者が現場着手前に作成し、監督員へ提出すること。
 2. 地下埋設物の確認: 占有物件管理者として、施工区間(場所)が、既占有物件に影響を与えるか否か明確にすること。
 3. 埋設物: 既占有物件である管路または、マンホール等と明記すること。(深度・条数・個数等は省略)
 4. 確認者: 確認を行った者の所属・氏名および連絡先を明記すること。
 5. 特記事項: 占有物件管理者として、施工者に対して要請(要望)等すべき事項を明記すること。
 6. 占有物件管理者: 占有物件管理者は必要に応じて追加・変更すること。